

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年3月18日認可した。

令和4年4月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松東南部土地改良区	高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業（農道事業）中下所地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ほ場整備事業）西神内西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（一般）大糸地区